

2019年度

第15回みやこ祭

第1回 大学祭総会

日時：5月9日（木）16：30～

場所：11号館204番教室

項目

1.	大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて.....	p.1
2.	第14回みやこ祭報告.....	p.2
	（1）各局報告.....	p.2
	（2）安全委員会報告.....	p.9
3.	規約について.....	p.14
4.	2019年度大学祭運営会役員・実行委員選挙.....	p.22
5.	第15回みやこ祭実務方針案.....	p.24
	（1）全体方針案.....	p.24
	（2）各局実務方針案.....	p.25
	（3）施設使用方針案.....	p.27
6.	その他.....	p.30

1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて

2008年度から大学祭実行委員会は「大学祭総会」と「みやこ祭参加準備会議」の2つの会議を運営しています。今年度も同様に2つの会議を運営していくため、改めてそれぞれの会議の参加対象の違いと特徴について詳しく説明します。

「大学祭総会」について

- 参加対象

首都大学東京文化部連合、首都大学東京体育会、首都大学東京サークル連合のいずれかに加盟する団体の代表者各1名。ただし、南大沢キャンパスに所属する学部生または院生のみ参加および傍聴することができます。

- 会議の特徴

大学祭の方向性を決定する会議です。各団体の代表者からの意見をもとに方向性を決定します。

「みやこ祭参加準備会議」について

- 参加対象

大学祭に参加しようと考えている全ての団体の代表者各1名。

- 会議の特徴

大学祭参加についてのお知らせや各種申請、大学祭の運営に関わることを決める会議です。大学祭にて企画や模擬店に参加する場合は、この会議に参加しなければなりません。

それぞれの会議は開催の約1週間前に公示されます。インフォメーションギャラリーに設置する看板等でご確認ください。

2. 第14回みやこ祭報告

(1) 各局報告

① 企画局

◆ 第14回みやこ祭本部企画報告

昨年度のみやこ祭では、以下の14企画を実施いたしました。

■ TECHNO SQUARE

日 時	11月1日(木)・2日(金)・3日(土・祝) 各日10:30~18:00
場 所	11・12号館各教室
概 要	様々な分野の研究内容の展示や発表を行い、子どもから大人までたくさんの方々に本学の学術面を楽しんでいただきました。

■ キャンパスツアー

日 時	11月1日(木) 11:50~/15:00~ 11月2日(金) 11:50~/15:00~ 11月3日(土・祝) 11:50~/13:15~ 15:00~/16:30~
受付場所	本部テント
場 所	1号館中庭~ロッカールーム~AV棟~図書館~国際交流会館~8号館・9号館~情報処理施設~談話室前
概 要	高校生だけではなく様々な年代の来場者の方々に楽しんでいただけるような学内ツアーを実施し、本学南大沢キャンパスのすばらしさを伝えることができました。

■ music festival

日 時	11月1日(木)・3日(土・祝) 各日10:30~18:30
場 所	生協広場特設ステージ
概 要	学生を主としたバンドに発表の場を提供し、学生の若さと音楽の力でみやこ祭を盛り上げていただきました。

■ FLASH MOB

日 時	11月2日(金)	13:20~13:50
場 所	南門~空の目門前特設ステージ	
出演団体	MAXONS・RITZ・das Lied・CUBE	
概 要	開催場所や日時を事前に公開することなく、突如として歌やダンスのパフォーマンスを行い、来場者の方々に驚きと感動を届けました。昨年度は依頼者を募集しサプライズ企画を行いました。	

■ Projection Mapping

日 時	11月1日(木)・2日(金)・3日(土・祝)	
	各日17:30~/18:00~/18:30~	
場 所	1号館中庭	
概 要	本学インダストリアルアートコース・学科の学生に作成していただいた映像を1号館の壁や中庭の床に投影し、夜のキャンパスを彩りました。子どもから大人まですべての年代の方々に楽しんでいただきました。	

■ 秋音祭

日 時	11月1日(木)	11:00~16:00
	11月2日(金)	11:00~12:00
場 所	講堂小ホール	
出演団体	エリカ混声合唱団・三曲会・グリークラブ・吹奏楽団 管弦楽団・古典ギター部・Dolce・JAZZ研究会 アイリッシュ・ケルト音楽研究会・刻樂(学外の和太鼓グループ)	
概 要	本学の9つの音楽団体によるコンサートを実施しました。また昨年度は学外団体である刻樂さんをお呼びし、和太鼓の演奏を披露していただきました。	

■ 笑王グランプリ

日 時	11月2日(金)	14:30~16:30
場 所	生協広場特設ステージ	
概 要	他大学の学生芸人の方をお呼びし、学生らしいフレッシュな漫才を披露していただきました。	

■ フリーマーケット

日 時	11月1日(木)・2日(金)・3日(土・祝) 各日11:00~16:00	
場 所	牧野標本館前並木道~12号館地下駐輪場前	
概 要	学内外から出店者を募った結果、参加数が3日間で100組を超える過去最大規模のものとなりました。また、昨年度もワークショップを実施し、来場者と出店者の交流をより一層深めることができました。	

■ 公開講義

日 時	11月2日(金)	13:00~14:30
	11月3日(土・祝)	13:00~14:30 16:00~17:30
場 所	1号館110番教室・120番教室	
概 要	阿部彩先生・杉田真衣先生の2名に講義をしていただきました。普段触れることのない本学の講義を多くの来場者の方々に聴いていただきました。	

■ 子ども実験教室

日 時	11月2日(金)	15:00~/16:00~
	11月3日(土・祝)	11:00~/12:00~ 13:30~/14:30~ 15:30~ (各回20分)
場 所	11号館201番教室・202番教室	
概 要	自分の手でスライムや万華鏡を作る実験を、小学生以下の子どもたちを対象に行いました。子どもたちだけでなく、保護者の方々にも楽しんでいただきました。	

■ お笑いライブ

日 時 11月3日(土・祝) 12:00～13:00
場 所 講堂大ホール
概 要 昨年度はゲストにお笑い芸人のトレンドイエエンジェルさん・フルーツポンチさん・田畑藤本さんをお呼びし、お笑いライブを実施しました。

■ ゆるキャラショー

日 時 11月3日(土・祝) 12:30～13:00
場 所 空の目門前特設ステージ
概 要 八王子のゆるキャラである「たき坊」をお呼びし、ショーの最後には子どもたちと一緒に『ぼくらの八王子』を踊りました。また、昨年度もショー終了後に講堂横にてグリーティングを行い、多くの子どもたちの笑顔を見ることができました。

■ 首都大学東京みやこ祭スポーツフェス

日 時 11月3日(土・祝) 10:00～16:00
場 所 体育館アリーナ・球技場
概 要 本学健康福祉学部・ボランティアセンター主催で様々なスポーツの体験会を行いました。また、ラグビー体験会は本学ラグビー部に協力をいただき開催しました。

■ エンディング

日 時 11月3日(土・祝) 19:00～20:00
場 所 講堂大ホール
出演団体 首都大学東京ミスター&ミスキャンパスコンテスト THE BRIGHTEST AWARD 製作委員会・応援団
概 要 模擬店グランプリの表彰や抽選会などを開催しました。また、本学の団体に出演いただき、みやこ祭を華々しく終えることができました。

② 広報局

◆ 来場者動員数（延べ数）

日付	来場者数（人）
11月1日（木）	6,051
11月2日（金）	5,975
11月3日（土・祝）	16,908
合計	28,934

※ この数は大学祭実行委員会が南門にてカウントしたものです。

③ 事務局

◆ 各参加団体数（延べ数）

屋内参加団体数	35
特別参加団体数	23
模擬店参加団体数	75
参加団体総数	133

◆ 昨年度実施会議

日付	会議	内容
5月10日(木)	第1回 大学祭総会	第13回みやこ祭報告 役員・実行委員選挙
5月24日(木)	第1回 みやこ祭参加準備会議	参加申請受付開始
6月14日(木)	第2回 みやこ祭参加準備会議	参加申請受付締切
6月28日(木)	第2回 大学祭総会	企画承認
7月12日(木)	模擬店抽選会議	模擬店参加団体 第2群申請受付開始
7月19日(木)	部屋割会議	屋内参加団体 第2群申請受付開始
8月 9日(木)	タイムテーブル会議	タイムテーブル案決定 特別参加団体 第2群申請受付開始
9月13日(木)	第3回 みやこ祭参加準備会議 第1回 模擬店設置会議	第2群申請受付締切 模擬店場所割抽選
9月27日(木)	第4回 みやこ祭参加準備会議 第2回 模擬店設置会議	参加にあたる諸注意 各種申請受付締切
10月 1日(月)	第2群申請個別折衝	第2群申請配付の調整
10月 8日(月)	立て看板設置会議	立て看板抽選
10月11日(木)	第5回 みやこ祭参加準備会議 第3回 模擬店設置会議	第2群申請配付案承認
10月31日(水)	第14回みやこ祭全体準備会議	当日準備についての説明
11月 4日(日)	第14回みやこ祭全体後片付け 会議	後片付けについての説明
11月15日(木)	第3回 大学祭総会	第14回みやこ祭報告
12月 6日(木)	第14回みやこ祭報告会議	供託金・補償金返却等

◆ 各種配付報告

・現物配付

非営利参加団体を対象に、模造紙・中質紙・ベニヤ板・垂木を配付しました。

・物件配付

1号館・7号館・講堂・イベントステージ使用団体に机・椅子等の物件を配付しました。各物件は各施設内でのみ使用することを徹底しました。

・屋内電力配付

1号館・7号館・AV棟・1号館2階テラス使用団体が使用する電力を割り振りました。

・立て看板配付

立て看板の使用希望団体に設置場所を指定して配付しました。

・備品貸出

各種備品を使用希望団体に使用期間・時間を指定して貸し出しました。

・解錠／施錠

1号館および、7号館、講堂等の教室・控室の解錠と施錠を行いました。

④ 渉外局

◆ 来場者対応

- ・南門付近の本部テントおよび牧野標本館付近の本部テント2にて、パンフレットの販売、リーフレットや大学案内の配布、福引、企画の案内などを行いました。
- ・構内に案内看板を設置しました。
- ・来場者の方々を対象にみやこ祭についてのアンケートを行いました。
- ・迷子や落とし物の呼びかけ、企画紹介を主な目的として構内放送を行いました。

◆ 協賛活動

物品協賛や広告協賛、協賛金の提供をお願いするため、企業や地域商店と交渉を行いました。その結果、物品協賛へのご協力130社（一昨年度比+25社）、広告協賛へのご協力72社（一昨年度比+12社）となりました。ご協力いただいた協賛品および協賛金はみやこ祭をより盛り上げるため、本部企画援助費や企画の参加景品、福引の景品などに利用しました。

また、会議にて協賛企業のアンケートを配付しました。回答へのご協力ありがとうございました。

(2) 安全委員会報告

① 昨年度の報告

大学祭期間中の会場管理・安全確保のために、昨年度も安全委員会を設置し、実務を行いました。この「会場管理・安全確保」には、大学祭参加者の安全に対する意識が大きく影響すると考えられます。そのため安全委員会では安全に対する参加団体の意識向上に努め、大学祭の「自主管理・自主運営」を行えるように働きかけました。

② 大学祭までの活動報告

- ・「大学祭期間中における違反事項に関する条規」「安全防災規約」を提示し、これらの規約に沿って活動しました。
- ・各規約およびその他の注意事項の内容について全参加団体に誓約書の提出を求め、各団体に1人ずつ安全管理責任者を選出していただきました。昨年10月に安全管理責任者会議を行い、安全管理責任者の役割について確認しました。
- ・汚損・破損対策の一環として補償金制度を提案し、施設の使用方法や汚損・破損に注意していただき、原状復帰できるように対策を検討しました。同様に供託金制度を設け、「大学祭期間中における違反事項に関する条規」の内容を各参加団体に守っていただくための対策としました。
- ・飲酒運転禁止・未成年飲酒禁止の看板を制作・掲示し、情報宣伝活動を行いました。
- ・保健室の方・外部の講師の方のご協力で、昨年10月の第5回みやこ祭参加準備会議において参加団体に向けて「アルコール講習会」を行いました。
- ・大学祭期間中の安全防災に関する注意事項をまとめた「安全防災マニュアル」、大学祭期間中の清掃・ごみ処理の対策についてまとめた「清掃・ごみ処理マニュアル」を作成し、参加団体に配付しました。
- ・大学祭前後に、学生サポートセンターの職員の方の立ち合いのもと1号館・7号館内の教室および講堂の大ホール・小ホールの汚損・破損状況を確認しました。
- ・大学祭期間中における駐車・駐輪規制および会場管理・安全確保の計画を作成しました。

③ 大学祭期間中の活動報告

〈1〉当身体制

- ・学生ホール2階資料作成室に安全委員会本部を設置し、常時待機者を置きました。
- ・安全委員会本部および構内各所に消火器を用意し、事故発生に備えるとともに、巡回を行い安全防災に関する指導を行いました。
- ・情報処理施設北側駐車場と東門において駐車・駐輪規制を行い、大学祭関係車両の誘導を行いました。
- ・食品アレルギー表示のラミネートを各団体に配付し掲示していただくことで、アレルギーを持っている来場者の方々に対して注意喚起を行いました。
- ・安全に火気を使用していただくため、火気を使用し始める前に安全委員会がチェックを行いました。

〈2〉飲酒・夜間退出について

- ・昨年度は「午前中の飲酒禁止、20：30までに飲酒終了、21：00までに行事終了、21：30までに構内から完全退出する」、「飲酒に絡んだ問題が起きた場合、今年度の大学祭期間中の飲酒の全面禁止を含む何らかの制限を課す」という条規・体制のもと大学祭を行いました。これらの周知徹底を図るため、各会議、ビラ等で情報宣伝を行いました。
- ・夜間は、インフォメーションギャラリー入口・生協門・牧野標本館前に常駐者を置き、夜間の構内への出戻りおよび模擬店エリア内への立ち入りを防ぎました。
- ・各団体に「未成年者にはお酒を売りません。年齢を確認します」と書かれたラミネートを配付し、掲示していただくことで未成年飲酒の防止に努めました。

〈3〉施設使用・管理について

- ・歩きタバコはあまり見られず、構内分煙化が浸透してきていると感じられました。
- ・ビラや立て看板が原因となる汚損・破損を防止するよう努めました。
- ・教室内の装飾は養生テープ・マスキングテープのみを認め、教室内にテープ跡が残らないよう努めました。

〈4〉清掃・ごみ処理について

- ・参加団体に来場者用のごみ箱を担当として割り振り、分別とごみ袋の交換を行っていただきました。また、参加団体にトイレ・流し場などの共用部分の清掃を割り振り、業務を行っていただきました。
- ・フロア・ブロック代表を選出し、担当区域の清掃・安全状態の点検を行っていただきました。
- ・昨年度は来場者用のごみ分別の種類を7種類（可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、ペットボトルキャップ、割り箸・串類）とし、分別を行っていただきました。
- ・8号館裏駐車場に仮設ごみ集積所を設置し、大学祭期間中のごみを集めました。
- ・後片付け日の清掃はほとんどの団体でしっかり行われていました。

〈5〉駐車・駐輪規制について

- ・大学祭期間中は安全委員会の発行した臨時入構許可証を所持した車両のみの入退構を認め、車両を管理しました。
- ・例年問題となっている大学周辺の公道での路上駐車は巡回によって対応しました。

④ 昨年度の反省

〈1〉各種終了時刻について

昨年度は「20：30までに飲酒終了、21：00までに行事終了、21：30までに構内から完全退出する」という規則のもと、大学祭を行いました。昨年9月の第3回みやこ祭参加準備会議から各会議等で情報宣伝を行いました。昨年度は各種終了時刻を守っていただけない団体が例年より多く見られました。安全委員会では事前の周知が不足していたと考え、今年度は各種終了時刻の徹底を強く呼びかけていきます。また団体への当日の巡回・声掛けの徹底も引き続き行っていきます。

〈2〉飲酒について

多くの団体が一気飲みやコールをすることなく、安全にお酒を飲んでいましたが、一部の団体で危険な飲酒行為が見られました。一方で、昨年度は午前中の飲酒を禁止とし、各会議等で情報宣伝を行った結果、すべての団体が午後から飲酒および酒類販売を開始していました。

〈3〉 大学施設の汚損・破損について

教室に関しては大きな汚損・破損はありませんでした。

例年問題となっている敷石の油染みについては、昨年度もダンボールとビニールシートを使用して防ぎました。それでも防ぎきれなかった汚損については清掃費を用いて業者に清掃を委託しました。

〈4〉 清掃について

清掃担当となっていた団体にはおおむね清掃を行っていただきましたが、清掃時刻を忘れてしまっていた団体も一部で見られました。今年度は清掃について各会議で情報宣伝を繰り返し行っていきます。

〈5〉 ごみの分別について

ほとんどの団体にはきちんと分別していただきましたが、分別がしっかりできていない団体も一部で見られました。また、仮設ごみ箱の管理・使用の不徹底が見られました。今年度は担当箇所を団体にしっかり把握していただけるよう、事前の周知を徹底していきます。

〈6〉 駐車・駐輪規制について

多くの団体に臨時入構許可証の申請と当日の返却をきちんと行っていただきましたが、一部の団体が臨時入構許可証の申請を事前にせずに入構しようとしていました。今年度は各会議等で期限内の臨時入構許可証の申請を行っていただくよう情報宣伝を徹底していきます。

全体的に、会場管理・安全防災に関する意識の浸透が見られました。参加者の皆様のご協力のもと、無事に大学祭を終了することができました。ありがとうございました。

⑤供託金・補償金報告

昨年度は供託金を没収するほどの問題および補償金を使用すべき当事者不明の汚損・破損はありませんでした。そこで、第14回みやこ祭に参加するにあたり、参加団体の皆様に納めていただいた供託金・補償金の返却を2018年12月6日（木）の「第14回みやこ祭報告会議」および2018年12月7日（金）～14日（金）の返却期間にて実施しました。返却に際しましてはご理解、ご協力ありがとうございました。

また、期間内に返却手続きが行われなかった団体の供託金・補償金につきましては公的機関に寄付させていただきました。ご了承ください。

3. 規約について

首都大学東京南大沢キャンパス 大学祭運営会規約

第1章 総則

第1条（名称） 本会は首都大学東京南大沢キャンパス大学祭運営会と称する。

第2条（事務所） 本会は東京都八王子市南大沢1丁目1番地に事務所を置く。

第3条（目的） 本会は学生が一堂に会して、日頃の活動の成果を広く発表することにより、学生同士が交流し合い、また、自らの見識を広げ、学生生活の充実及び向上を図ることの出来る大学祭を自主的に創造することを目的に組織する。

第4条（構成） 本会の構成員は東京都立大学及び首都大学東京南大沢キャンパスに籍を置く全学部生、大学院生とする。

第2章 機関及び組織

第1節 機関

第5条（機関）

（1）本会は以下の各号に定める機関を置く。

- ① 大学祭総会
- ② 実行委員会
- ③ 安全委員会

（2）本会は大学祭総会（以下「総会」という）の承認を得たうえで、前項に挙げた機関のほかに必要な機関を設けることができる。

第2節 役員

第6条（役員）

（1）本会は、以下の各号に定める役員を置く。

- ① 実行委員長 1名
- ② 副実行委員長 2名
- ③ 会計 1名

（2）本会の構成員は、役員に立候補する権利を有する。

（3）役員は総会にて選出される。

- (4) 役員任期は1年とする。ただし、後任の役員が就任するまで在任するものとする。

第7条（任務）

- (1) 実行委員長は、以下の各号に定める任務を遂行する。
- ① 本会の代表及び総括
 - ② 実行委員会の代表及び総括
 - ③ 総会の公示及び招集
 - ④ 実行委員会の招集
- (2) 副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長が任務を行えない場合、その職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務を行う。

第8条（選挙） 役員を選出については、総会にて選挙を行う。

- (1) 役員選挙は、第12条に定める総会構成員の過半数の投票をもって成立とする。
- (2) 立候補者が定数と同数だった場合、信任投票を行い、過半数の信任をもって役員とする。
- (3) 立候補者数が定数より多い場合、有効得票の最多数の票を獲得したものを当選者とする。ただし副実行委員長は獲得票数上位2名を当選者とする。
- (4) 立候補者が定数に満たない場合、再選挙を行う。
- (5) 得票数が同数であった場合、決選投票を行う。

第9条（解任）

- (1) 第12条に定める総会構成団体の代表者が、3分の1以上の署名により総会における役員解任の可否を問う投票の実施要求をした場合、これが発議される。
- (2) 総会における役員解任の可否を問う投票は、第12条に定める総会構成員の過半数の投票をもって成立とし、解任を可とする票が第12条に定める総会構成員の出席者の過半数に至った場合、役員は解任される。

第10条（補欠選挙）

- ① 役員に欠員が出た場合、速やかに後任を選出する選挙を行う。
- ② 選挙の成立・当選については第8条に準ずる。
- ③ 後任役員任期は、前任役員残任期間とする。

第3節 大学祭総会

第11条（権限）総会は、大学祭運営における最高決定機関である。

第12条（構成）総会は以下の各号のいずれかに加盟する各団体それぞれの代表者各1名で構成される。ただし代表者は本会の構成員とする。

- ① 首都大学東京文化部連合に加盟する団体
- ② 首都大学東京体育会に加盟する団体
- ③ 首都大学東京サークル連合に加盟する団体

第13条（成立）総会は、総会構成員の過半数の出席をもって成立とする。

第14条（招集）総会は、実行委員長によって招集される。

第15条（招集の特則）

実行委員長は、総会構成団体の代表者の4分の1以上の署名があった場合、1週間以内に総会を招集しなければならない。

第16条（公示）実行委員長は、総会開催の1週間前までに日時、場所、議題その他必要な事項を公示しなければならない。ただし、第15条、もしくは首都大学東京南大沢キャンパスにおける大学祭期間（以下「大学祭期間」という）中及びその前後1週間はこの限りでない。

第17条（議決事項）総会は以下の各号に定める議決を行う。

- (1) 役員を選出、解任
- (2) 第23条に定める実行委員の選出、解任
- (3) 予算案、決算報告の承認
- (4) 本規約の改廃及び細則の新設
- (5) その他大学祭運営に関し、特に重要な事項

第18条（議決権）総会の議決権は総会の構成員に1票ずつ与えられる。

第19条（議決）総会の議決は、総会構成員の出席者の過半数をもって成立とする。ただし本規約の改廃及び細則の新設に関しては、総会構成員の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第20条（運営細則）

- (1) 総会における議事の運営については別に定める運営細則による。
- (2) 運営細則は実行委員会が総会に提案し、承認を得なければならない。

第4節 実行委員会

第21条（構成） 実行委員会は、役員及び実行委員により構成される執行機関である。

第22条（任務） 実行委員会は、大学祭の運営を統括し、実行する。

第23条（実行委員の選出）

実行委員は、本会構成員より立候補した者の中から信任投票で決定される。また、各年における適正人数を実行委員とし、信任投票を行った上で信任された者の数を定員とする。

第24条（任期） 実行委員の任期は毎年度第1回総会から翌年度第1回総会までとする。

第25条（招集） 実行委員会は、実行委員長によって招集される。

第26条（招集に関する特則）

実行委員長は、実行委員の過半数の要求があった場合、実行委員会を招集しなければならない。

第27条（成立） 実行委員会は、実行委員の過半数の出席をもって成立とする。

第28条（議決） 実行委員会は、出席者の過半数をもって決議とする。

第29条（実行委員の解任）

実行委員は、総会の出席者の過半数をもって解任が決議された場合解任される。ただし、当該委員自らの発議は認めない。

第30条（局の設置） 実行委員会は第22条の任務を円滑に行うために以下の局を置く。各局は、委員の互選により局長を置く。

（1）企画局

企画局は実行委員会企画の企画・運営を行う。

（2）広報局

広報局は本学及び学外への広報活動及びパンフレットの作成を行う。

（3）事務局

事務局は大学祭参加団体・企画の統括及び各種事務手続きの処理を行う。

（4）渉外局

渉外局は大学祭に関する渉外活動、協賛・寄付金の募集及び学内の装飾を行う。

第31条（局員）各局は、実行委員会の承認のもとに局員を置くことができる。
局員は、以下に定める各号すべてを満たすものとする。

- （1）本会の構成員であること
- （2）実行委員会で承認されること

また、承認された局員は、総会にて報告されなければならない。

第5節 安全委員会

第32条（目的）安全委員会は、大学祭期間中における会場の管理、安全確保を目的とした機関である。

第33条（活動）安全委員会は以下の各号に定める活動を行う。

- （1）大学祭期間中における、前条の目的達成のためのルールの新設、改廃
- （2）大学祭期間中の会場巡回の統括
- （3）大学祭期間中の安全に関する報告

第34条（構成）安全委員会は、実行委員会より2名、首都大学東京文化部連合役員会、首都大学東京体育会本部、首都大学東京サークル連合理事会、首都大学東京南大沢・日野学生自治会執行委員会、学生ホール管理運営委員会事務局より各1名ずつ選出された委員で構成する。

第35条（委員長）安全委員は安全委員長を互選する。

第36条（任期）安全委員の任期は、毎年度第1回総会から翌年度第1回総会までとする。

第37条（欠員の補充）

安全委員に欠員が出た場合、当該委員を選出した団体は速やかに後任を選出しなければならない。

第38条（招集）安全委員会は、安全委員長によって招集される。

第39条（招集に関する特則）

安全委員長は、安全委員の過半数の要求があった場合、安全委員会を招集しなければならない。

第40条（成立）安全委員会は、安全委員の過半数の出席をもって成立とする。

第41条（議決）安全委員会は、安全委員の過半数をもって決議とする。

第6節 監査委員会

監査委員会について

2011年度第1回大学祭総会（平成23年5月26日（木））を以て規約に則り、監査委員会は解散されましたので、大学祭運営会規約第2章第6節第5条（1）の④項及び、第42条より第55条を削除致しました。

第3章 会計

第56条（収入）本会の収入は以下の各号に定める通りとする。

- （1）首都大学東京南大沢・日野学生自治会からの援助金
- （2）課外活動予算消耗品費
- （3）前年度繰越金
- （4）その他事業収入

第57条（予算・決算）

本会の予算・決算は、実行委員会が作成した予算案及び決算報告書を総会に提出し、総会にて承認される。

第58条（会計年度）

本会の会計年度は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第59条（剰余金の取り扱い）

各会計年度において発生した剰余金については、次会計年度に繰り越されるものとする。

第60条（会計監査）

本会の会計監査は、首都大学東京南大沢・日野学生自治会規約第7に定める会計監査委員会が行うものとする。

第4章 附則

第61条（大学祭企画規定）

首都大学東京南大沢キャンパス大学祭にて企画を行う団体は以下の各号に定める条件をすべて満たすものとする。

- （1）本会構成員を含む団体
- （2）第3条に掲げる本会の目的に賛同している団体
- （3）実行委員会に対して企画書を提出し、総会にて企画書を承認された団体

第5章 補則

第62条（規約の改廃）

- （1）本規約の改廃は、総会構成員の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- （2）本規約の改廃案を総会に提出しようとする実行委員会以外の構成員は、実行委員会にこれを提出する。

第63条（施行）この規約は、2008年度前期定例学生大会において承認された日から起算して、1週間後より施行される。

第64条（初年度第1回総会に関する特則）

2008年度第1回大学祭総会は、首都大学東京文化部連合役員会委員長、首都大学東京体育会委員長、首都大学東京サークル連合理事会理事長の連名で招集される。また、総会の運営細則については首都大学東京文化部連合役員会、首都大学東京体育会本部、首都大学東京サークル連合理事会の連名で総会に提出され、承認を得るものとする。

大学祭総会運営細則

第1条（議長）

議長は、総会での承認を得て就任するが、就任する者は大学祭運営会の構成員に限る。また議長は、総会の議事を円滑に進めるよう努めなければならない。

第2条（発議）

大学祭運営会の構成員は発議権を有し、大学祭総会の3日前午後6時までに実行委員会に提出されたものについては次回総会で取り扱う。また、発議は大学祭総会で取り上げられるが、内容は大学祭に関するものに限る。

第3条（動議）

総会の構成員は以下のような動議を発することができる。動議に関する判断は議長によるものとする。

- (1) 閉会動議・・・・・・・・総会の閉会を要求する動議
 - (2) 議論打ち切り動議・・・・現在行われている議論を打ち切り、次の議題に移ることを要求する動議
 - (3) 議長不信任動議・・・・議長を不信任とし、解任を要求する動議
- この他にも、必要な動議を発することができるが、同じく判断は議長によるものとする。

第4条（傍聴）

大学祭運営会の構成員は、総会を傍聴することができる。傍聴する者は、議事の運営を妨げたと議長が判断した場合、議場から退場しなければならない。

第5条（改廃）

本細則の改廃は、総会構成員の出席者の3分の2以上の賛成をもって成立とする。

4. 2019年度大学祭運営会役員・実行委員選挙

■ 大学祭運営会役員・実行委員候補者紹介

※個人情報保護のため、この項目は省略させていただきます。

5. 第15回みやこ祭実務方針案

(1) 全体方針案

① 自主管理・自主運営による大学祭

私たちは学生自治の理念に基づき、大学と学生との相互理解の上に、全学生の力で管理・運営をしていきます。そのため私たちは、自主的かつ民主的な討論を経て決定された項目を実行します。大学祭はこれらの自主管理・自主運営ができて初めて成り立つものです。それゆえ、学生一人一人が自治意識を持ち、自分たちが大学祭の主役であることを自覚する一方で、節度ある行動をとる必要があります。

② 全学的な参加がなされる大学祭

大学祭は全学規模で行われているものであり、全学的な交流の場として重要な行事です。しかし、近年の大学祭を見てもいまだ全学的な参加には至っていません。そこで私たちは、全学生および全教職員が一体となった全学的な大学祭を目指し、お互いを理解・尊重し合い、交流を深めていけるよう、例年以上の更なる努力をしていきます。

③ 学術・文化活動の公開の場としての大学祭

本学の活動を大学祭で公開することは、地域の方々に限らずより多くの学外の方々に本学を知っていただくだけでなく、本学の活動に対する学外の関心・評価を今後の活動に役立てることや本学の学生が本学のことを再認識することにつながります。この機会に私たちは、ゼミ・研究室・サークル・クラスなどの積極的かつ個々の特徴を活かした参加を募ることで、本学の学術・文化活動の発展を推進します。

④ 地域社会と結びついた独自の大学祭

首都大学東京南大沢キャンパスは地域に広く開放されたキャンパスといえます。そして、首都大学東京の前身である東京都立大学は、公立大学という特色から地域に根ざした大学としての性格を強調してきました。しかし、今日の学生の地域社会に対する働きかけは十分なものではありません。そこで私たちは大学祭を貴重な契機として、より一層地域社会との交流を深めることを目指し、それにより地域社会が更に発展することを期待します。

⑤ 同窓会・同窓生とともに歩む大学祭

本学の大学祭は、時代と共に名前を変えながらも、70年近く受け継がれている文化の祭典です。今日に至るまで、多くの学生および同窓生に愛され続けてきました。大学祭期間中、私たちは学生の代表として同窓会の企画である「ホームカミングデー」の運営をサポートし、同窓生の皆様をお迎えします。そして、同窓生の憩いの場として、同窓生と学生との交流の場としての大学祭を実現し、同窓会との繋がりがより一層深まることを望みます。

(2) 各局実務方針案

① 企画局

【1】 基本理念

次の2点に沿って、本学の学生や地域の方々を含めたすべての来場者の方々が、みやこ祭をより一層楽しみつつ本学のことを深く知ることができるようなイベントを企画・運営します。

- ・ 日頃の学術の成果を学外に広く発信する場の提供
- ・ 地域の方々と本学の学生との交流の場の提供

【2】 活動内容

イベントを企画・運営していくにあたり、次の活動を行います。

- ・ 大学祭実行委員会主催の企画の立案、運営
- ・ 大学祭実行委員会主催の企画のトラブルの対処
- ・ 大学祭実行委員会主催の企画の会場整備、管理

上記の活動を行うにあたり、企画参加者やイベント業者と打ち合わせを行い、より多くの方々のニーズに応えられるよう、様々な企画を作り上げていきます。

② 広報局

【1】 基本理念

より多くの方々にみやこ祭の魅力を知っていただき、足を運んでいただけるよう、学内・学外に向けてみやこ祭の魅力を積極的に宣伝します。

【2】 活動内容

学内・学外に向けてみやこ祭の情報宣伝活動および構内の装飾を行います。

以上を基本とし、具体的にパンフレットの作成、入場ゲートの作成、ホームページを用いてみやこ祭の情報宣伝活動を行います。また、ビラを配布・投函することにより近隣住民の皆様への情報宣伝活動も行っていきます。

③ 事務局

【1】 基本理念

参加団体が円滑に、混乱なく大学祭に参加できるようサポートを行います。また、参加団体の要望・意見にできる限り耳を傾け、公平かつ柔軟な対応をします。

【2】 活動内容

- ・ 物品の準備
教室の机、椅子、マイク、延長コード等の備品および宣伝活動用の紙、木材等
- ・ 場所の確保
1号館、7号館、9号館、11号館、12号館の各教室、講堂、体育施設、屋外の模擬店エリア等
- ・ 電力の配付
1号館および7号館における電力の割り振り、模擬店用照明の電力の用意
- ・ 各種申請の受付、処理

上記の活動を行うにあたって、参加団体と大学祭実行委員会との窓口となり対応を行います。また、理念を達成するために大学側や外部との交渉を行い、参加団体および本部企画とを取り持つ役割を担います。

④ 渉外局

【1】 基本理念

みやこ祭を運営する物品・資金を得るために企業に対して協賛活動を行います。

【2】 活動内容

- ・ みやこ祭運営のための資金、物品調達
- ・ イベントステージの看板作成

上記の活動を行うにあたって、積極的に外部の企業や地域の方々に協力を仰ぎ、みやこ祭をより盛り上げていくために渉外活動を進めていきます。

(3) 施設使用方針案

今年度、大学祭実行委員会では以下のような施設使用方針案を掲げます。

① 1号館

1・2階のほぼすべての教室と、3階の教室のうち使用可能な教室を使用します。また、使用しない机・椅子・既存ごみ箱の収容場所として一部の教室を使用します。参加団体の希望があれば下記の施設についても大学側と交渉していきます。

- ・ロッカールーム（小）
- ・1号館2階テラス
- ・AV棟2階ロビー

② 7号館

下記の教室を使用します。

- ・1階スタジオ
- ・音楽室
- ・2階集会室
- ・茶室
- ・和室

なお、音楽室・茶室・和室は大学祭実行委員会が使用を適当だと判断した団体に優先的に振り分けていきたいと考えています。

③ 11号館・12号館

11号館は1・2・3階のほぼすべての教室を使用します。12号館は使用可能な教室を使用します。11号館・12号館は、研究室を対象とした本部企画を中心に使用する予定です。

④ 各学部関連施設

ゼミ・研究室単位の参加団体の希望があれば、できる限り使用する予定です。

⑤ 講堂

本部企画および参加団体による企画発表の場として、大ホール・小ホール・控室を使用する予定ですが、講堂の使用状況により変更する恐れがあります。(例：講堂が使用できなくなる)

また、講堂の機器操作を行う方は使用する団体内の講堂免許取得者に限ります。

⑥ 体育施設

本部企画において使用する予定です。また、参加団体の要望があれば、他に使用目的がある団体との兼ね合いを考慮し、使用を検討します。

⑦ 屋外（ステージ用スペース）

参加団体の企画および本部企画において使用します。現在予定している設置場所は下記の通りです。

- ・空の目門前
- ・生協広場

⑧ 屋外（テント用スペース）

模擬店用として屋外にテントを設置します。現在予定している設置場所は下記の通りです。

- ・インフォメーションギャラリー
- ・1号橋
- ・図書館前広場
- ・生協広場
- ・生協食堂上
- ・1号館中庭

⑨ その他の施設

牧野標本館前から12号館前にかけての場所を本部企画で使用する予定です。

また、その他の施設については、参加団体の要望があった場合はできる限り実現できるよう大学側と交渉していきます。

※ 施設使用時間について

大学祭期間中の施設の使用および施設使用時間は原則として大学側の定める規定に則って行います。ご了承ください。

参考1：公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス校舎管理規定

第2条 本法人に所属する学生は、平日については午前7時から午後10時まで、休日については午前7時から午後5時までの時間以外に敷地内にとどまることができない。

参考2：公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス学館管理運営要綱

第6条 (2) 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

6. その他

◆ 今後の会議日程

- ・ 第1回 みやこ祭参加準備会議
日時：5月23日（木） 16：30～（予定）
場所：未定
- ・ 第2回 みやこ祭参加準備会議
日時：6月13日（木） 16：30～（予定）
場所：未定
- ・ 第2回 大学祭総会
日時：6月27日（木） 16：30～（予定）
場所：未定

◆ 会議日程のお知らせについて

大学祭総会およびみやこ祭参加準備会議についてのお知らせは、メールや看板だけでなく、**Twitter**でも行っております。

ユーザー名は「@miyakomatsuri」となっています。ぜひフォローやご確認をよろしくお願いします。

2019年度 第1回 大学祭総会 資料

発行 首都大学東京南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 042-677-1111 (内線 2323)

mepo.jimukyoku15th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)

HP <http://miyakomatsuri.com>

